

御殿場市浄化槽設置事業補助金のご案内

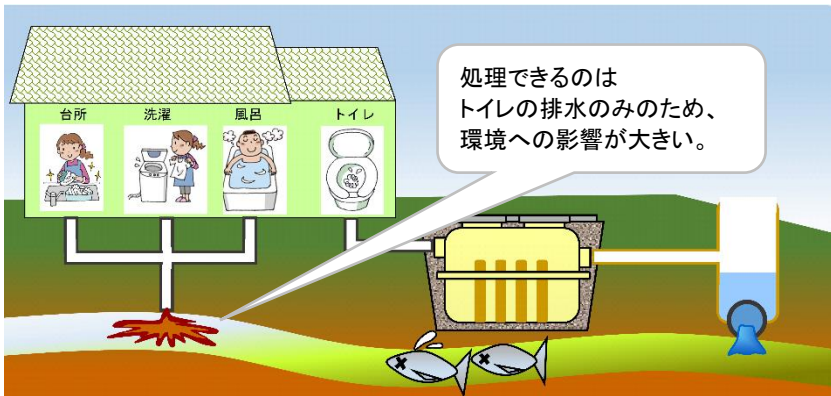
御殿場市では、専用住宅に浄化槽を設置する人(個人)に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。くみ取り式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に付け替える場合や、住宅を新築・増改築する場合は補助制度をご利用ください。

補助金の交付には条件がありますので、浄化槽設備士をおいている業者(浄化槽工事業者・水道工事店・建設業者等)に相談し、必ず設置工事の着工前に申請してください。

○浄化槽とは

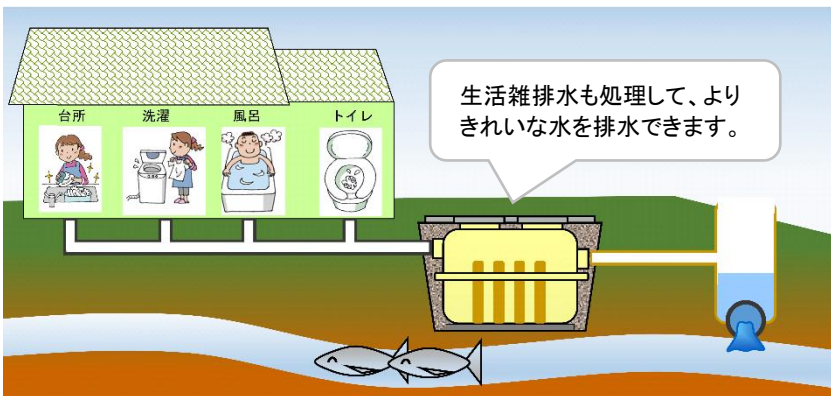
微生物の働きにより汚水を浄化し、きれいな水にして放流する装置で、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」があります。定期的に保守点検、清掃を実施し、法定検査を受けることで、機能を保つことができます。

◎単独処理浄化槽とは



トイレの排水のみを処理します。生活雑排水はそのまま側溝等に流すため、河川や湖を汚す原因となっています。浄化槽法の改正により、平成13年度以降は新たに設置することはできなくなりました。

◎合併処理浄化槽とは



トイレの排水と生活雑排水(台所、風呂、洗濯、洗面台などの排水)を併せて処理します。浄化槽を新たに設置するときは、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

○補助限度額 (平成28年度改正)

浄化槽の規模	転換 (※)	転換以外
5人槽	330,000円	90,000円
7人槽	414,000円	108,000円
10人槽	546,000円	132,000円

※転換とは、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に入れ替えるもので、建築確認が必要な新築・増改築などを伴わない浄化槽の設置です。

○浄化槽の規模(大きさ)

浄化槽の規模については、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)」によるものとします。(静岡県内における運用)

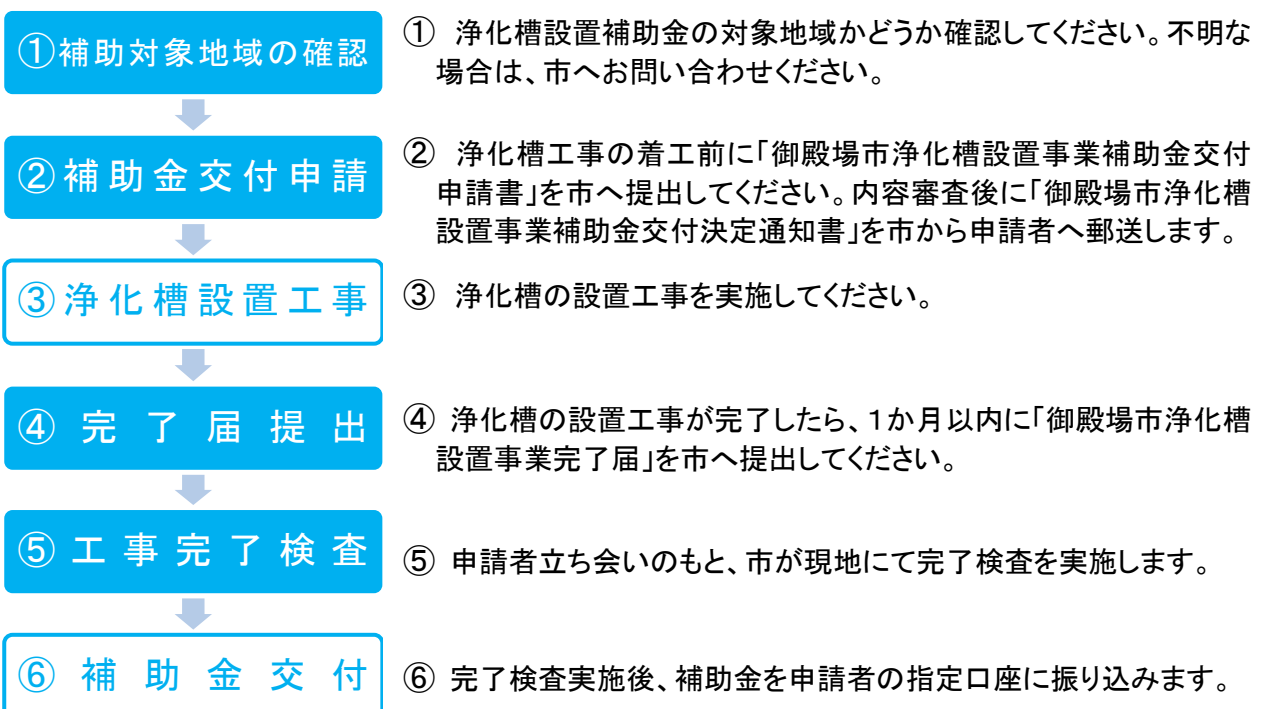
類似用途	建 築 用 途		規模	計画処理水量(目安)	
2	住宅施設関係	イ 住宅	延床面積が145㎡以下のもの	5人槽相当	1.0m ³ /日
			延床面積が145㎡を超えるもの	7人槽相当	1.4m ³ /日
			台所が2ヶ所以上でかつ、浴室が2ヶ所以上の場合	10人槽相当	2.0m ³ /日

※専用住宅の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料等を基にしてこの算定人員の増減の検討が可能です。(建築主事と要協議)

○補助金の条件

1. 公共下水道事業認可区域・農業集落排水区域・富士見原住宅団地汚水処理区域・公設浄化槽整備特定地域以外に設置するものであること
2. 全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている5～10人槽の浄化槽であること。
3. 居住の用途のみを目的として建てられた住宅(延床面積の2分の1以上が居住の用途である建物を含む)に設置する浄化槽であること。
4. 申請者が実際に住み、生活の中心となっている建物に設置するものであること。(貸家・販売・譲渡目的の物件、別荘、セカンドハウスなどは対象外。住民登録がない場合も対象外。)
5. 申請年度内に浄化槽工事を着工・完成し、申請年度内に市の完了検査を受検できること。
6. 御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条第2項各号に規定する欠格事項に該当していないこと。

○補助金交付までの流れ



○申請書に添付が必要な書類

必要書類の凡例：○…必須、※…条件により添付

No.	添 付 書 類	必要書類
1	設置場所の案内図	○
	専用住宅の各階平面図・排水配管図・浄化槽配置図	○
2	住民票の写し<原本>(世帯主及び世帯主との続柄が記載されたもの)	○
3	御殿場市口座振替払依頼書	○
	通帳<写>(口座及び口座名義人が確認できる部分)	○
4	浄化槽設置工事費の見積書<写>	○
5	浄化槽設置工事請負契約書<写>	○
6	浄化槽設備士免状<写>	○
7	全国浄化槽推進市町村協議会登録証<写>	○
	〃 登録浄化槽管理表(C表)	○
8	型式適合認定証・大臣認定書<写>	○
	〃 (仕様書)<写>	○
	〃 (図 面)<写>	○
9	建築確認済証<写>	※
	し尿浄化槽の概要書<写>	※
10	審査機関が受理した浄化槽設置届出書<写>	※
11.12	みなし浄化槽またはくみ取り便槽の清掃報告書等<写>	※
13.14	集合住宅・借家の賃貸借契約書等<写>	※
15	水道検診票<写>	※
16	建物の所有者の承諾書	※
17	土地の所有者の承諾書	※
18	一時的な仮住まいをする直前の住所が記載された住民票の写し<写>	※
19	その他市長が必要と認める書類	※

○完了届に添付が必要な書類

必要書類の凡例：○…必須、※…条件により添付

No.	添 付 書 類	必要書類
1	浄化槽保守点検契約書<写>	○
	浄化槽清掃契約書<写>	○
2	浄化槽法 7 条検査依頼書<写>	○
	浄化槽法 11 条検査申込書<写>	○
3	浄化槽使用開始届<写>	○
4	工程写真	○
5	チェックリスト(確認検査表)	○
6	浄化槽設置費用の請求書<写>	○
7	住所変更後の住民票の写し<原本>(世帯主及び世帯主との続柄が記載されたもの)	※
8	浄化槽使用廃止届出書	※
9	その他市長が必要と認める書類	※
10	請求書	○

補助金交付に関する注意点について

- ◆令和2年度から汚水処理人口の増加につながらない浄化槽の設置や建売住宅については、補助対象外としました。
- ◆補助金の申請前に浄化槽設置工事を着工したものは補助金の対象となりません。
- ◆完了届は浄化槽設置工事が完了し、使用開始(引渡し等)してから1か月以内に届け出てください。
- ◆補助金は市の完了検査を受検後に交付されます。
- ◆浄化槽工事を着工したものの浄化槽の完成に至らなかったことにより、申請年度内に市の完了検査を受検できない場合は補助金の交付ができません。

浄化槽の維持管理について

浄化槽を適正に使用するために、浄化槽法により保守点検・清掃・法定検査の3つの維持管理を行うことが定められています。浄化槽設置事業補助金を申請しない場合においても、浄化槽を適正に維持管理することは浄化槽管理者の義務とされています。

①保守点検（年3回以上）

浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充など、浄化槽を正常に機能させるための作業を行います。県知事による登録事業者へ依頼してください。

②清掃（年1回以上）

浄化槽内にたまった汚泥やスカム(有機物を分解した微生物の死骸)などが一定量を超えると浄化槽の機能が低下するため、それを引き抜き、浄化槽の洗浄を行います。機能低下すると、汚水が処理されず道路側溝や河川などに流れ出てしまうほか、浄化槽の故障に繋がることがあります。市長による許可事業者へ依頼してください。

③法定検査（年1回）

保守点検・清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されているかを外観検査や水質検査、書類検査(保守点検や清掃の記録)により調査します。静岡県指定検査機関の(一財)静岡県生活科学検査センター 〒425-0085 焼津市塩津1-1 ☎054-621-5030 へ依頼してください。

<よくある質問>

Q. 保守点検・清掃はしているのに法定検査も受けるのですか？

A. 保守点検・清掃・法定検査は、同じようなことをしているイメージがあると思いますが、実際にはそれぞれ目的が異なります。まず保守点検・清掃は、浄化槽が正常に機能し生活排水をきれいにできるように、点検や清掃を決められた月に行います。

一方で法定検査は、水質検査や保守点検・清掃記録を確認することにより、保守点検・清掃が適正に実施されているかどうかを客観的に判断するものです。使用している浄化槽が水環境へ負担をかけていないか知るためにも、法定検査を受検する必要があります。

お問合せは

御殿場市 環境市民部 下水道課

〒412-0039 静岡県御殿場市竈(かまど)359

御殿場浄化センター2階

電話 0550-82-4223 FAX 0550-84-5113

E-mail gesui@city.gotemba.lg.jp



浄化槽は生きています。清潔な住環境を保つために浄化槽をお手入れしましょう。